運送事業者に対する行政処分(令和6年12月分) (自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和6年12月9日	信越LINE株式会社(法人番号6110001028288) 代表者古西裕之	新潟県新潟市北区 白勢町64番地14		新潟県新潟市北区 白勢町64番地14	(80日単)及ひ又書書	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第3項 前段、法第17条第1項及 び同条第4項	令和3年6月24日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(5)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)	8	8

<sup>※</sup>事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。